横浜銀行 | CONCORDIA コンコルディア・フィナンシャルグループ

自然災害時支援特約付住宅ローン

【残高補償型】

ご自宅が**所定の自然災害**により
全壊となった場合、建物ローン残高の
50%相当額の債務を消滅します!

所定の自然災害とは?

地震　津波　噴火

全壊とは?

①住宅建物の損壊、消失もしくは流失した部分の床面積が**70%以上**(延床面積)
②住宅建物の主要部分の損害割合が**50%以上**

ご融資利率

対象商品のご融資利率に対し、**+0.5%**

たとえば、1,500万円を金利年0.6%で35年お借り入れの場合

金利年0.6%	月返済額 39,604円
+0.5%	
金利年1.1%	月返済額 43,045円

追加負担額は毎月3,441円!

債務の消滅のイメージ

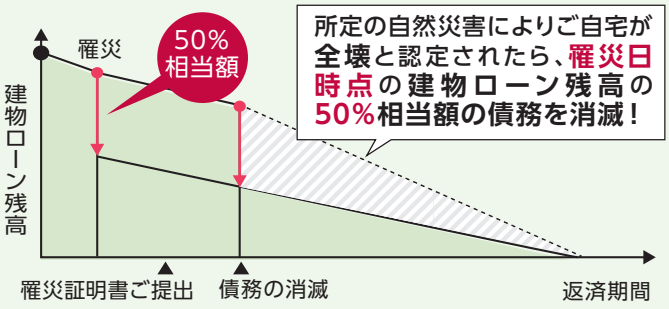

罹災時のお手続きの流れ

罹災 → 当行にご連絡 → 市区町村等による罹災状況調査 → 市区町村等より罹災証明書を受領 → 当行に罹災証明書をご提出 → 建物ローン残高の50%相当額の債務を消滅

債務消滅手続きまでには、原則1~2か月を要します

Afresh あなたに、あたらしく。

自然災害時特約付住宅ローン【残高補償型】

対象となるローン	・横浜銀行で新たにご契約される住宅ローン（ただし、金利タイプが「融資手数料型」の場合や、借り換え、住み替えを除きます） ・資金使途が建物取得（購入・建築・増改築）資金※であること ※建物取得金額は、売買契約書・工事請負契約書にて確認させていただきます。 ※土地購入資金など、建物取得資金以外のお借り入れをご希望される場合は、金銭消費貸借契約を分けていただき、土地購入資金等のお借り入れには本特約付きではない住宅ローンをご利用ください。 ・分割融資方式をご利用になる場合は、最終回の分割融資実行時に限り、本特約付き住宅ローンへの変更が可能です（この際、変更契約証書等のご提出が必要となります）。
対象となる物件	・1982年（昭和57年）1月1日以降に建築された物件であること ・住宅ローンの融資対象物件（住宅ローンの借主となるお客さまの居住用物件）
お申込金額	1億円以内かつ必要資金の範囲内
ご融資利率	・対象商品のご融資利率に対し、0.5%が加算されます。 ・本特約の適用期間中の金利種類は、変動金利型となります（固定金利指定型・固定金利型はご選択になれません）。 ・加算金利は、変動することがあります。加算金利の変動にあたっては、銀行よりお客さまに事前通知をおこない、同意を得たうえでおこないます。同意いただけない場合には、銀行が定める所定の日をもって失効となります。
債務の消滅（保険金による返済充当）の内容	・ご融資対象であるご自宅が、地震・津波・噴火を直接もしくは間接の原因とする火災・損壊・埋没または流失により全壊（全焼・全流失を含む）した場合、罹災日時点の本特約付き住宅ローン残高の50%相当額（千円未満の金額は、百円単位を四捨五入。以下、「補償金額」といいます）の債務が消滅します。 ・市区町村等が発行する「罹災証明書（罹災状況を公的に示した書類）」により「全壊」（「全焼」・「全流失」を含む）と認定されたことを確認させていただきます。 ・債務の消滅は、本特約付き住宅ローンの借入期間中1回限りとし、当該住宅ローン債務の消滅をもって、本特約は終了し、標準型金利プランの住宅ローンとなります（この際、変更契約証書のご提出が必要となります）。
債務の消滅手続き方法	・お客さまから罹災証明書を提出いただき※、条件を充足していることを確認させていただきます。 ・本特約付き住宅ローン債務の消滅は、横浜銀行所定の債務消滅手続き完了日に、補償金額相当額を消滅させる方法にておこないます。なお、罹災日時点に遡って債務の消滅をおこなうものではありません。 ・住宅ローン債務の消滅は、補償金額に達するまで、①延滞利息（遅延損害金）、②延滞元金、③約定経過利息、④住宅ローン元金（②にかかるものを除く）の順におこないます。 ・債務消滅手続き完了後の残額については、残存する当初の返済期間にわたり返済いただきます。 ※罹災証明書は、罹災日から2年後の応当日までにご提出ください。
債務が消滅されない場合	・地震・津波・噴火を直接または間接の原因とせずに罹災した場合（例　失火による火災、台風による損壊等） ・本特約の締結前・解約後・失効後または住宅ローン完済後に罹災した場合 ・罹災日前後にかかわらず、住宅ローン契約上の一切の債務について、期限の利益を喪失した場合 ・お客さまたはお客さまの推定相続人の故意または重大な過失により対象物件が罹災した場合または法令違反があった場合 ・住宅ローン債務の消滅をおこなうことが公序良俗に反する場合 ・罹災証明書に「全壊」（「全焼」・「全流失」を含む）の記載が確認できない場合 ・罹災証明書やその他の添付書類に、故意に不実のことを記載した場合または偽造もしくは変造した場合 ・市区町村等から罹災証明書が発行されない場合、あるいはご提出日が罹災日から2年後の応当日を超えている場合 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動により被害にあった場合 ・直接であると間接であるとを問わずテロ行為により被害にあった場合 ・核燃料物質もしくは、核燃料物質によって汚染されたものの放射性、爆発性その他の有害な特性による事故により被害にあった場合
本特約の解約	・お客さまより所定の方法にて本特約を解約する旨のお申出があった場合、変更契約証書を提出いただきます。変更契約証書を提出いただいた日の次回約定日に解約となります。 ・解約日の翌日以降、本特約に基づく金利の上乗せ（年0.5%）はおこないません。なお、それまで上乗せしていた部分のお利息の返金はおこないません。
本特約の失効	・保険会社の経営破綻や業務撤退、その他当行が本特約の継続、維持が困難と判断する事由が生じた場合、失効日を定め、失効日前までに契約者住所宛に書面による通知をおこない、失効日をもって本特約は失効します。 ・失効日翌日以降、本特約に基づく金利の上乗せ（年0.5%）はおこないません。なお、それまで上乗せしていた部分のお利息の返金はおこないません。 ・失効後であっても、失効日以前の罹災については、引き続き本特約の対象とします。
債務の消滅の際の課税	本特約に基づき消滅した金額は、金利の上乗せ負担分を必要経費として控除し、雑所得として課税されます。住宅ローン債務の消滅を受けた場合には、確定申告が必要となります。本特約に関する課税上の取り扱いについて、詳しくは税務署・税理士等へお問い合わせください。
その他	・本特約付き住宅ローンの一部または全部を繰り上げ返済した場合でも、解約返戻金はありません。 ・ローン審査の結果によっては、ご利用になれないことがございますので、ご了承ください。 ・本チラシの記載事項以外にも、留意いただきたい事項がございます。当行の本支店・住宅ローンセンターにご用意しております「自然災害時支援特約付住宅ローン【残高補償型】商品概要説明書」および「自然災害時支援特約付住宅ローン【残高補償型】ご契約者のしおり」について理解いただいたうえでの契約が必要となります。

【ご注意】●お申し込みにあたっては、当行所定の審査があります。●審査結果によっては、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。●取扱手数料のほかに別途諸費用が必要となります。●繰り上げ返済・条件変更の手続きには、その都度手数料が必要となります。●お借り入れの対象となる物件の所在地や種類により、お申し込みになれない場合があります。●詳細について、窓口（店頭）に商品概要説明書をご用意しています。お申し込みの際は必ず内容をご確認ください。

2019.10（使用期限：2021年9月30日まで）